

元号の変更に伴う出産育児一時金等代理申請・受取請求書等の請求の取扱いについて

1 紙媒体による請求

「出産育児一時金等代理申請・受取請求書（専用請求書）集計票」及び「専用請求書」において、旧元号による記載がされている場合であっても、当分の間、新元号に読み替えて取扱うこととします。

2 電子媒体による請求

記録条件仕様に年号区分コード「5：令和」が追加されたことから、新元号施行日以降の年号を記録する場合は、年号区分コード「5：令和」を使用するようお願いいたします。

なお、やむを得ず年号区分コード「4：平成」を使用した場合であっても、当分の間、「5：令和」として処理します。

おって、電子媒体の請求に併せて提出いただいている「光ディスク等送付書」において、旧元号による記載がされている場合であっても、当分の間、新元号に読み替えて取扱うこととします。

3 出産育児一時金請求用ソフトのアップデート

前2に伴い、新元号に対応した出産育児一時金請求用ソフト（以下「請求用ソフト」という。）を国保中央会ホームページにアップロードしました。

請求用ソフトを利用している助産所におかれましては、新元号に対応した専用請求書を作成するため、請求用ソフトのアップデートが必要となります。

以下の国保中央会ホームページの「出産育児一時金請求用ソフト」をご確認いただき、最新バージョンへアップデートの上、ご利用ください。

【国保中央会ホームページ】

出産育児一時金請求用ソフト

ホーム > 保険医療機関・保険薬局等の皆様へ > 出産育児一時金請求用ソフト

(URL : <https://www.kokuho.or.jp/medical/>)

※現在、紙媒体により請求されている保険医療機関へのご案内

本請求用ソフトは、国保中央会ホームページにて無償配布しており、専用請求書及び審査支払機関提出用光ディスク等媒体を簡易に作成することができます。

専用請求書を紙により請求されている助産所におかれましては、本請求用ソフトのご利用をご検討願います。

山梨県国民健康保険団体連合会
審査管理課 TEL055-223-2112